



長野県報

12月25日(木)
平成20年
(2008年)
第2028号

目次

規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	2
--	---

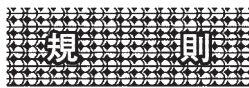
告示

指定管理者の指定(5件)(生活文化課)	2
指定管理者の指定(人権・男女共同参画課)	3
地方税法に基づく特約業者の指定の取消し(税務課)	3
指定管理者の指定(地域福祉課)	3
指定管理者の指定(3件)(障害福祉課)	4
指定管理者の指定(7件)(労働雇用課)	4
指定管理者の指定(森林づくり推進課野生鳥獣対策室)	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課)	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課)	6
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	7
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	7
指定管理者の指定(6件)(都市計画課)	8
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出(建築指導課)	8
指定管理者の指定(3件)(スポーツ課)	9
指定管理者の指定(文化財・生涯学習課)	9
指定管理者の指定(スポーツ課)	9
平成16年長野県警察本部告示第48号(長野県警察本部の発注する自動車保管場所現地調査業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格)の一部改正(交通規制課)	9

公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課)	10
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業政策課)	11
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく指定(労働雇用課)	12
肥料取締法に基づく肥料の登録の有効期間の更新(農業技術課)	12
漁業法に基づく漁業権の免許(園芸畜産課)	13
土地改良区連合の定款変更の認可(農地整備課)	13
建築基準法に基づく公開による意見の聴取(建築指導課)	13
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課)	13
一般競争入札(河川課)	14

正誤(病院事業局)	15
-----------------	----



職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年12月25日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第10号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項第1号中「6号俸」を「5号俸」に改め、同条第3項中「第1項第2号及び第3号」を「第1項各号」に、「同項第2号」を「同項第1号中「5号俸以上」とあるのは「4号俸以上」と、同項第2号」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則第11項第1号中「100分の16」を「100分の17」に改め、同項第2号中「100分の13」を「100分の14」に改める。

附則第12項中「100分の13」を「100分の14」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年1月1日及び平成22年1月1日における職員の昇給の号俸数の特例)

2 平成21年1月1日及び平成22年1月1日において、職員を第1条の規定による改正後の職員の給与に関する規則(以下この項及び第4項において「改正後の規則」という。)第28条第1項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、同条の規定にかかわらず、改正後の規則第26条の規定による勤務成績の実証に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。この場合において、改正後の規則第28条第1項に規定する高齢層職員(以下この項において「高齢層職員」という。)で第3号に掲げる職員に該当するもの及び第3号に掲げる職員(高齢層職員を除く。)で任命権者が昇給させることが相当でないと認めるものは、昇給しない。

(1) 勤務成績が特に良好である職員 4号俸以上(高齢層職員にあっては、2号俸以上)

(2) 勤務成績が良好である職員 3号俸(高齢層職員にあっては、1号俸)

(3) 勤務成績が良好であると認められない職員 2号俸以下

3 平成20年1月1日後に新たに職員となったもの又は同日後に第1条の規定による改正前の職員の給与に関する規則第21条第3項、第24条第3項若しくは第32条の規定により号俸を決定された職員の新たに職員となった日又は号俸を決定された日の後の最初の昇給日における昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を

乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数(人事委員会が別に定める職員にあっては、人事委員会が別に定める号俸数)とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零になる職員は、昇給しない。

4 改正後の規則第28条第3項に規定する職員に対する附則第2項各号の規定の適用については、同項第1号中「4号俸以上」とあるのは「3号俸以上」と、同項第2号中「3号俸」とあるのは「2号俸」と、同項第3号中「2号俸以下」とあるのは「1号俸」とする。

人事委員会事務局



長野県告示第679号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県県民文化会館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

生活文化課

長野県告示第680号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県伊那文化会館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

生活文化課